

定款の運用規程

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本輸入食品安全推進協会（以下「本協会」という。）定款の各条文のうち、特に具体的な条項及び運用指針を必要とするものについて、その細部項目を設定し円滑な運用を期することを目的とする。

(名称及び略称)

第2条 定款第1条の「英文名及び略称」は、次のとおりとする。

- (1) 英文名称 Association for the Safety of Imported Food, JAPAN
- (2) 英文名略称 ASIF, JAPAN
- (3) 日本名略称 食安協

(入会申込書及び入会基準)

第3条 定款第6条第1項の「入会申込書」は様式第1のとおりとし、理事会承認後に送付される様式第3「入会承認通知」に基づき入会希望者が提出する「入会承諾書」は様式第4のとおりとする。なお、担当責任者はその法人又は団体の担当者以上の職位にあるものとする。

2 会員は、善良なる活動を行っている個人又は団体とする。

(入会金及び会費)

第4条 定款第7条第1項の「入会金及び会費」及び第2項の「賛助会費」は次のとおりとし、別に定める会費規程により払い込むものとする。

- (1) 入会金 入会時1回限りとし、原則として入会后3ヶ月以内の払込みとする。
- (2) 会費 年会費とし、原則として毎年6月末日及び入会后3ヶ月以内の払込みとする。期中に入会した場合は、月割計算とする。
- (3) 賛助会費 年会費とし、原則として毎年6月末日及び入会后3ヶ月以内の払込みとする。期中に入会した場合は、月割計算とする。

(退会届)

第5条 定款第9条の「退会届」は様式第2のとおりとする。

(役員任期等)

第6条 定款第26条の「再任」については、特定業種に偏重しないよう配慮するものとする。

(役員報酬等)

第7条 定款第28条の「役員報酬等及び費用に関する規程」については、別に定

める規程による。なお、会員その他学識経験者等で必要が生じた場合は講師謝金支給規程による。

(書面議決等)

第8条 定款第20条の「議決」等の行使は次によるものとする。

- (1) 法人又は団体である正会員は、総会の決議において、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決、又は届出た者を代理人として議決を委任することができる。
- (2) 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- (3) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会の構成)

第9条 監事は定款第25条の業務遂行のため、理事会に出席するものとする。

(専門委員会及び部会)

第10条 定款第38条の「専門委員会及び部会」については、別に定める専門委員会及び部会に関する規程による。

(財産の管理)

第11条 定款第41条の「財産の管理」は、別に定める資金運用規程による。

(事務局の設置等)

第12条 定款第50条の「事務局の組織及び運営に関する必要な事項」については、別に定める事務局組織規程による。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。